

報告第6号

平成30年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度矢巾町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

平成30年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	住居表示事業	23,424,000	20,214,000						20,214,000
		公共交通事業	15,297,000	1,080,000						1,080,000
3 民生費	1 社会福祉費	プレミアム付商品券事業	1,978,000	1,978,000		1,978,000				
6 農林水産業費	1 農業費	特用林産施設等体制整備事業	18,029,000	18,029,000			18,028,000			1,000
		担い手確保・経営強化支援事業	3,599,000	3,599,000			3,599,000			
		農地耕作条件改善事業	21,054,000	2,829,000	594,000		1,980,000		255,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持補修事業	71,592,000	2,375,000						2,375,000
		町道改良舗装事業	9,408,000	6,500,000		2,750,000		2,400,000		1,350,000
		交通安全施設整備事業	42,116,000	24,760,000		3,500,000		3,100,000		18,160,000
		矢巾スマートIC関連道路整備事業	530,105,000	227,383,000		89,196,000		70,600,000		67,587,000
		岩手医科大学関連道路整備事業	760,751,000	438,104,000		205,933,000		185,300,000		46,871,000
		橋梁長寿命化事業	42,900,000	22,888,000		9,976,000		6,500,000		6,412,000
10 教育費	2 小学校費	小学校空調設備整備事業	409,433,000	409,433,000		64,597,000		326,400,000		18,436,000
	3 中学校費	中学校空調設備整備事業	253,437,000	253,437,000		39,591,000		196,000,000		17,846,000
	5 保健体育費	共同調理場維持管理事業	19,130,000	5,953,000						5,953,000
合 計			2,222,253,000	1,438,562,000	594,000	417,521,000	23,607,000	790,300,000	255,000	206,285,000

報告第7号

平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 平成30年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	矢幅駅前地区事業	38,988,000	27,826,000						27,826,000
合 計			38,988,000	27,826,000						27,826,000

報告第8号

平成30年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

平成30年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

# 平成30年度矢巾町水道事業会計予算繰越計算書

## 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
						企 業 債	他会計負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	中央1号線 管路更新事業	円 186,600,000	円 82,826,000	円 103,774,000	円 30,000,000	円 0	円 0	円 73,774,000	円 0	円 0	繰越の理由、 下記のとおり

### 繰越の理由

道路改良工事との施行時期の調整及び適正な施行期間を確保する必要があるため。

### 繰越の詳細理由

東部系中央1号線配水管布設その2工事、東部系中央1号線配水管布設その3工事を施工するための適切な施行期間を確保する必要があるため。

議案第42号

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散の協議に関し議決を求めることについて

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を解散することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

## 議案第43号

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて

令和2年3月31日をもって盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合を解散することに伴う財産処分の協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合（以下「組合」という。）の解散に伴う組合所有の財産処分について、次のとおりとする。

### 1 土地の譲渡

(1) 次の土地は、盛岡市に譲渡する。

住 所	地 目	面 積
盛岡市湯沢1地割34番	水道用地	3,177.00㎡

(2) 次の土地は、矢巾町に譲渡する。

住 所	地 目	面 積
紫波郡矢巾町流通センター南二丁目1番1	宅 地	225.37㎡
紫波郡矢巾町大字高田第1地割28番2	雑種地	172.00㎡
紫波郡矢巾町大字高田第1地割65番2	雑種地	27.00㎡
紫波郡矢巾町大字赤林第17地割114番3	雑種地	5.05㎡
紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割510番5	雑種地	16.00㎡

2 次の土地及び建物は、処分する。

(1) 土地

住 所	地 目	面 積
紫波郡矢巾町流通センター南二丁目3番	宅 地	8,474.59㎡



(2) 建物

名 称	構 造	床面積
事務所	木 造	98.54m <sup>2</sup>
管理室	R C 造	169.00m <sup>2</sup>
脱水棟	R C 造	99.75m <sup>2</sup>
流入槽	S 造	124.80m <sup>2</sup>
車庫	S 造	71.71m <sup>2</sup>
車庫	S 造	180.00m <sup>2</sup>
脱水棟付属建物	S 造	48.54m <sup>2</sup>

3 次の建物及び付属設備は、取壊しする。

(1) 浄水場建物

名 称	構 造	床面積
着水井	R C 造	13.10m <sup>2</sup>
排水池	R C 造	533.40m <sup>2</sup>
滅菌室	R C 造	11.20m <sup>2</sup>
管理棟	R C 造	119.00m <sup>2</sup>
排水柵	R C 造	16.50m <sup>2</sup>
擬集沈殿池	R C 造	280.80m <sup>2</sup>
急速濾過池	R C 造	105.30m <sup>2</sup>
薬品注入機室	R C 造	35.00m <sup>2</sup>
取水ポンプ室	C B 造	5.50m <sup>2</sup>

(2) 配管

- ア 配水管
- イ 導水管

4 次の施設は、盛岡市の区域内に所在地を有するものにあつては盛岡市に、矢巾町の区域内に所在地を有するものにあつては矢巾町にそれぞれ譲渡する。

- (1) 水道管
- (2) 下水道管
- (3) 雨水管
- (4) マンホール蓋
- (5) 公共柵
- (6) 水道メーター
- (7) 消火栓
- (8) 第2取水ポンプ場

5 動産は、廃棄する。

- 6 財政調整基金及びその運用益は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合規約（平成4年岩手県指令地方第1609号）第15条の規定による負担金の割合に応じて盛岡市及び矢巾町に配分する。
- 7 岩手県市町村総合事務組合からの退職手当に係る負担金の還付金
  - （1）現職の組合の職員に係る退職手当に相当する額を、矢巾町に配分する。
  - （2）還付金の額から前号の配分額を差し引いた額を、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合規約第15条の規定による負担金の割合に応じて盛岡市及び矢巾町に配分する。
- 8 組合の清算に係る剰余金又は不足金等
  - （1）組合の解散時における剰余金、未収金、未支出金等の清算事務は、矢巾町が承継する。
  - （2）前号の清算事務により生じた剰余金又は不足金は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合規約第15条の規定による負担金の割合に応じて盛岡市及び矢巾町に配分し、又は負担させる。
- 9 この協議について疑義が生じたとき又はこの協議に定めのない事項については、盛岡市及び矢巾町がその都度協議の上決定する。

議案第44号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋 昌造

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(矢巾町立学校設置条例の一部改正)

第1条 矢巾町立学校設置条例(昭和41年矢巾町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
矢巾町立矢巾東小学校	矢巾町大字藤沢第2地割11番地	矢巾町立矢巾東小学校	矢巾町医大通二丁目3番1号
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。			

(矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年矢巾町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表(第2条関係) 水道事業の給水区域		別表(第2条関係) 水道事業の給水区域	
区分	区域	区分	区域
矢巾町	大字高田の一部、大字藤沢の一部、大字西徳田の一部、大字東徳田、大字間野々、大字土橋の一部、大字北郡山、大字高水寺、大字赤林、大字広宮沢の一部、流通センター南一丁目から同南四丁目、大字煙山の一部、大字上矢次、大字下矢次、大字北矢幅、大字又兵エ新田、大字南矢幅、大字和味の一部、大字北伝法寺、大字岩清水の一部、大字室岡、 <u>大字白沢</u>	矢巾町	大字高田の一部、大字藤沢の一部、 <u>医大通一丁目及び同二丁目</u> 、大字西徳田の一部、大字東徳田、大字間野々、大字土橋の一部、大字北郡山、大字高水寺、大字赤林、大字広宮沢の一部、流通センター南一丁目から同南四丁目まで、大字煙山の一部、大字上矢次、大字下矢次、大字北矢幅、大字又兵エ新田、 <u>駅東一丁目</u> 、大字南矢幅、大字和味の一部、大字北伝法寺、大字岩清水の一部、大字室岡 <u>及び大字白沢</u>
[略]		[略]	
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。			

(矢巾町児童館設置条例の一部改正)

第3条 矢巾町児童館設置条例(昭和61年矢巾町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>矢巾町立矢巾東児童館</td> <td>矢巾町大字藤沢第2地割11番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	〔略〕		矢巾町立矢巾東児童館	矢巾町大字藤沢第2地割11番地	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 児童館の名称及び位置は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>矢巾町立矢巾東児童館</td> <td>矢巾町医大通二丁目3番1号</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	〔略〕		矢巾町立矢巾東児童館	矢巾町医大通二丁目3番1号
名称	位置												
〔略〕													
矢巾町立矢巾東児童館	矢巾町大字藤沢第2地割11番地												
名称	位置												
〔略〕													
矢巾町立矢巾東児童館	矢巾町医大通二丁目3番1号												
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。													

(盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第4条 盛岡広域都市計画事業矢幅駅前地区土地区画整理事業施行条例(平成18年矢巾町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、矢巾町大字又兵エ新田第4地割、大字又兵エ新田第5地割、大字又兵エ新田第6地割、大字又兵エ新田第7地割、大字又兵エ新田第8地割、大字南矢幅第6地割及び大字南矢幅第7地割の各一部とする。</p>	<p>(施行地区に含まれる地域の名称)</p> <p>第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、矢巾町大字又兵エ新田第4地割、大字又兵エ新田第5地割、大字又兵エ新田第6地割、大字又兵エ新田第7地割、大字又兵エ新田第8地割、<u>駅東一丁目</u>、大字南矢幅第6地割及び大字南矢幅第7地割の各一部とする。</p>
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 矢幅駅東西自由通路等の設置及び管理に関する条例(平成19年矢巾町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(設置)</p> <p>第1条 矢幅駅東西の歩行者の通行の利便を図り、地域社会の発展に資するため、矢幅駅東西自由通路及び矢幅駅地域交流センター(以下「自由通路等」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢幅駅東西自由通路</td> <td>矢巾町大字又兵エ新田第5地割50番地</td> </tr> <tr> <td>矢幅駅地域交流センター</td> <td><u>地2</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	矢幅駅東西自由通路	矢巾町大字又兵エ新田第5地割50番地	矢幅駅地域交流センター	<u>地2</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 矢幅駅東西の歩行者の通行の利便を図り、地域社会の発展に資するため、矢幅駅東西自由通路及び矢幅駅地域交流センター(以下「自由通路等」という。)を次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢幅駅東西自由通路</td> <td>矢巾町<u>駅東一丁目1番1号</u></td> </tr> <tr> <td>矢幅駅地域交流センター</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	矢幅駅東西自由通路	矢巾町 <u>駅東一丁目1番1号</u>	矢幅駅地域交流センター	
名称	位置												
矢幅駅東西自由通路	矢巾町大字又兵エ新田第5地割50番地												
矢幅駅地域交流センター	<u>地2</u>												
名称	位置												
矢幅駅東西自由通路	矢巾町 <u>駅東一丁目1番1号</u>												
矢幅駅地域交流センター													
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。													

(矢巾町自転車駐車場条例の一部改正)

第6条 矢巾町自転車駐車場条例（平成20年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
名称		位置	名称		位置
矢幅駅東口北 自転車駐車場	第一区 画帯	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割87番1</u>	矢幅駅東口北 自転車駐車場	第一区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目187番1</u>
	第二区 画帯	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割94番1</u>		第二区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目194番1</u>
	第三区 画帯	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割50番2</u>		第三区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目150番2</u>
	第四区 画帯	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割50番2</u>		第四区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目150番2</u>
	第五区 画帯	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割50番6</u>		第五区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目1番1</u>
矢幅駅東口南 自転車駐車場	第一区 画帯	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割50番2</u>	矢幅駅東口南 自転車駐車場	第一区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目150番2</u>
	第二区 画帯	矢巾町 <u>大字南矢幅第6地割167番3</u>		第二区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目267番3</u>
	第三区 画帯	矢巾町 <u>大字南矢幅第6地割170番3</u>		第三区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目270番3</u>
	第四区 画帯	矢巾町 <u>大字南矢幅第6地割170番3</u>		第四区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目270番3</u>
	第五区 画帯	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割50番7</u>		第五区 画帯	矢巾町 <u>駅東一丁目2番8</u>
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					
（矢巾町活動交流センター条例の一部改正）					

第7条 矢巾町活動交流センター条例（平成28年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(位置) 第2条 活動交流センターの位置は、矢巾町<u>大字又兵エ新田第6地割15番地5</u>とする。</p>	<p>(位置) 第2条 活動交流センターの位置は、矢巾町<u>駅東一丁目12番1号</u>とする。</p>
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

(矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例の一部改正)

第8条 矢巾町矢幅駅東西駅前広場条例（平成28年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(名称及び位置) 第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢幅駅東口広場</td> <td>矢巾町<u>大字又兵エ新田第5地割64番地3</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	矢幅駅東口広場	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割64番地3</u>	〔略〕		<p>(名称及び位置) 第2条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>矢幅駅東口広場</td> <td>矢巾町<u>駅東一丁目18番</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	矢幅駅東口広場	矢巾町 <u>駅東一丁目18番</u>	〔略〕	
名称	位置												
矢幅駅東口広場	矢巾町 <u>大字又兵エ新田第5地割64番地3</u>												
〔略〕													
名称	位置												
矢幅駅東口広場	矢巾町 <u>駅東一丁目18番</u>												
〔略〕													
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。													

附 則

この条例は、令和元年6月29日から施行する。ただし、第2条（「、駅東一丁目」を加える部分に限る。）、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。

議案第45号

矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例の制定について

矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例を次のように制定する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造



## 矢巾町空家等の適切な管理等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、適切な管理等が行われていない空家等に対する措置等に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全を図り、もって町民等の生命、身体及び財産の保護を目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 前項に定めるほか、「町民等」とは、町内に居住する者、町内に滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）及び町内に所在する法人並びに町内を通過する者をいう。

### (所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空家等が法第2条第2項の規定による特定空家等の要件として定められている状態にならないよう、自らの責任において適切に管理するよう努めるものとする。

2 所有者等は、町が行う空家等に関する対策の実施等に必要な協力をするよう努めるものとする。

### (町民等の責務)

第4条 町民等は、そのまま放置すれば倒壊等の著しく危険な状態となるおそれのある空家等の情報を、速やかに町へ提供するよう努めるものとする。

### (町の責務)

第5条 町は、第1条の目的を達成するため、空家等に対し必要な措置を講ずるとともに、当該空家等の所有者等に対し、空家等の適切な管理等について情報を提供するものとする。

### (勧告に係る事前手続)

第6条 町長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとする場合においては、当該特定空家等の所有者等に対し、同条第1項の規定による必要な措置ができない事由を述べる機会をあらかじめ与えるものとする。

2 町長は、法第14条第2項の規定による勧告をする場合においては、前項の事由の内容を勘案し、必要に応じ相当の期間を設けるものとする。

### (緊急措置)

第7条 町長は、空家等がそのまま放置すれば倒壊等の著しく危険な状態となるおそれがあり、かつ、これらの状況によって発生する被害を避けるため緊急の必要があると明らかに認められるときは、当該空家等に対し必要最小限度の措置を行うものとする。

2 町長は、前項の規定による措置を実施した後に、当該空家等の所有者等に対し実施内容を通知しなければならない。

3 町長は、前項の場合において、当該空家等の所有者等の住所等を確認できない場合は、公示をもってこれに代えることができるものとし、当該公示の日から14日間を経過したときに当該空家等の所有者等への通知があったものとみなす。

(所有者等への請求)

第8条 町長は、前条第1項の措置に要した費用を、当該空家等の所有者等に負担させるものとする。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年9月1日から施行する。

議案第46号

矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例について

矢巾町立公民館条例（昭和41年矢巾町条例第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町立公民館条例の一部を改正する条例

矢巾町立公民館条例（昭和41年矢巾町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第9条関係） 矢巾町公民館の使用時間及び使用料			別表（第9条関係） 矢巾町公民館の使用時間及び使用料		
室名 \ 時間	9時から17時まで (1時間までごとに)	17時から21時30分まで (1時間までごとに)	室名 \ 時間	9時から17時まで (1時間までごとに)	17時から21時30分まで (1時間までごとに)
会議室	270円	370円	会議室	280円	380円
美術工芸室	400円	480円	美術工芸室	410円	490円
創作活動室	400円	480円	創作活動室	410円	490円
ギャラリー	80円	120円	ギャラリー	90円	130円
第1研修室	530円	740円	第1研修室	540円	760円
第2研修室	420円	610円	第2研修室	430円	630円
第3研修室	750円	1,050円	第3研修室	770円	1,070円
第4研修室	570円	840円	第4研修室	590円	860円
日本間（和室）	190円	260円	日本間（和室）	200円	270円
第1講座室（和室）	620円	900円	第1講座室（和室）	640円	920円
第2講座室（和室）	360円	530円	第2講座室（和室）	370円	540円
幼児室	110円	160円	幼児室	120円	170円
視聴覚室	820円	1,050円	視聴覚室	840円	1,070円
暗室	60円	90円	暗室	70円	100円
調理室	210円	290円	調理室	220円	300円
大研修室	3,230円	4,770円	大研修室	3,290円	4,860円
〔略〕			〔略〕		
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢巾町立公民館条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料

については、なお従前の例による。

議案第47号

矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例  
について

矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例（昭和47年矢巾町条例第10号）  
の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例  
 矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例（昭和47年矢巾町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第5条関係） グラウンド使用料						別表（第5条関係） グラウンド使用料					
グラウンド名	グラウンド施設名	使用の区分	単位	使用料		グラウンド名	グラウンド施設名	使用の区分	単位	使用料	
				児童・生徒	学生・一般					児童・生徒	学生・一般
矢巾町総合グラウンド	野球場	土曜日、日曜日及び休日	1時間まで	430円	1,750円	矢巾町総合グラウンド	野球場	土曜日、日曜日及び休日	1時間まで	430円	1,790円
		土曜日、日曜日及び休日	で	430円	1,340円			上記以外の日	で	430円	1,370円
		以外の日	とに								
〔略〕						〔略〕					
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。											

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の矢巾町総合グラウンド設置及び管理等に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第48号

矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例について

矢巾町立都市公園条例(昭和50年矢巾町条例第19号)の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造



矢巾町立都市公園条例の一部を改正する条例

矢巾町立都市公園条例（昭和50年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第12条関係）					別表第2（第12条関係）				
1 〔略〕					1 〔略〕				
2 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合					2 第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合				
区分		単位		使用料	区分		単位		使用料
行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日	までごとに	<u>620円</u>	行商、募金その他これらに類する行為	有料公園施設内における場合	1人1日	までごとに	<u>630円</u>
	有料公園施設外における場合	1人1日	までごとに	<u>360円</u>		有料公園施設外における場合	1人1日	までごとに	<u>370円</u>
業として行う写真撮影		1人1日までごとに		<u>360円</u>	業として行う写真撮影		1人1日までごとに		<u>370円</u>
興行		1日までごとに		<u>2,470円</u>	興行		1日までごとに		<u>2,520円</u>
展示会、博覧会その他これらに類する行為		1日までごとに		<u>2,470円</u>	展示会、博覧会その他これらに類する行為		1日までごとに		<u>2,520円</u>
3 〔略〕					3 〔略〕				
別表第3（第12条関係）					別表第3（第12条関係）				
町立都市	公園施設名	使用区分	単位	使用料	町立都市	公園施設名	使用区分	単位	使用料

公園名					児童・生徒		学生・一般	
広宮沢公園	野球場	土曜日、日曜日及び休日	夜間照明料を含む	1時間までごとに	430円	<u>1,750円</u>	430円	<u>1,340円</u>
					<u>2,880円</u>	<u>2,880円</u>	<u>2,880円</u>	<u>2,880円</u>
		土曜日、日曜日及び休日以外の日	夜間照明料を含む		430円	<u>1,340円</u>	430円	<u>1,340円</u>
					<u>2,880円</u>	<u>2,880円</u>	<u>2,880円</u>	<u>2,880円</u>
	テニスコート（1面ごと）	夜間照明料を含む	210円		<u>340円</u>	210円	<u>340円</u>	
			<u>760円</u>		<u>760円</u>	<u>760円</u>	<u>760円</u>	
鹿妻公園	運動場	土曜日、日曜日及び休日		430円	<u>880円</u>	430円	<u>880円</u>	
		<u>土曜日、日曜日及び休日</u> 以外の日		430円	<u>670円</u>	430円	<u>670円</u>	
	野外ステージ			50円	70円	50円	70円	

〔略〕

公園名					児童・生徒		学生・一般	
広宮沢公園	野球場	土曜日、日曜日及び休日	夜間照明料を含む	1時間までごとに	430円	<u>1,790円</u>	430円	<u>1,370円</u>
					<u>2,940円</u>	<u>2,940円</u>	<u>2,940円</u>	<u>2,940円</u>
		上記以外の日	夜間照明料を含む		430円	<u>1,370円</u>	430円	<u>1,370円</u>
					<u>2,940円</u>	<u>2,940円</u>	<u>2,940円</u>	<u>2,940円</u>
	テニスコート（1面ごと）	夜間照明料を含む	210円		<u>350円</u>	210円	<u>350円</u>	
			<u>770円</u>		<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>770円</u>	
鹿妻公園	運動場	土曜日、日曜日及び休日		430円	<u>890円</u>	430円	<u>890円</u>	
		<u>上記以外の日</u>		430円	<u>690円</u>	430円	<u>690円</u>	
	野外ステージ			50円	70円	50円	70円	

〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町立都市公園条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第49号

矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例について

矢巾町民総合体育館条例（昭和53年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町民総合体育館条例の一部を改正する条例

矢巾町民総合体育館条例（昭和53年矢巾町条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前										改正後									
別表（第12条関係） 体育館使用料 1 施設使用料 （1）普通使用料										別表（第12条関係） 体育館使用料 1 施設使用料 （1）普通使用料									
使用区分				使用料		電灯使用料		個人使用		使用区分				使用料		電灯使用料		個人使用	
9時から21時まで1時間までごとに				9時から21時まで1時間までごとに		9時から21時まで1時間までごとに		1人につき2時間までごとに		9時から21時まで1時間までごとに				9時から21時まで1時間までごとに		9時から21時まで1時間までごとに		1人につき2時間までごとに	
全面使用		区分使用		全面使用		区分使用				全面使用		区分使用		全面使用		区分使用			
体育館	入場料を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	児童・生徒	310円	160円	110円	60円	60円	体育館	入場料を徴収しない場合	アマチュア競技に使用する場合	児童・生徒	320円	160円	110円	60円	60円		
			学生・一般	620円	310円	210円	110円	110円				学生・一般	630円	320円	210円	110円	110円		
	入場料を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	その他の催しに使用する場合		2,160円	1,100円	660円		体育館	入場料を徴収する場合	アマチュア競技に使用する場合	その他の催しに使用する場合		2,200円	1,130円	660円			
			児童・生徒	1,140円		660円		児童・生徒				1,160円		660円					
			学生・一般	2,160円		660円						学生・一般	2,200円		660円				
			その他	5,460円		1,340円						その他	5,560円		1,370円				
			興行として行うものでない場合									興行として行うものでない場合							

	合	興行として行うものである場合	10,910 円		1,570 円		
柔道 室・剣道 室	アマチュア競技に使用する 場合	児童・生徒	310円	160円	60円		60円
		学生・一般	620円	310円	110円	60円	110円
	その他の催しに使用する 場合	興行として行うものでない 場合	2,160 円	1,080 円	660円	340円	
		興行として行うものである 場合	4,400 円	2,200 円	800円	400円	
多目的 室	アマチュア競技に使用する 場合	児童・生徒	160円				60円
		学生・一般	310円				110円
	その他の催しに使用する 場合	興行として行うものでない 場合	1,080 円				
		興行として行うものである 場合	2,200 円				
〔略〕							

	合	興行として行うものである場合	11,110 円		1,580 円		
柔道 室・剣道 室	アマチュア競技に使用する 場合	児童・生徒	320円	160円	60円		60円
		学生・一般	630円	320円	110円	60円	110円
	その他の催しに使用する 場合	興行として行うものでない 場合	2,200 円	1,100 円	680円	350円	
		興行として行うものである 場合	4,490 円	2,250 円	820円	410円	
多目的 室	アマチュア競技に使用する 場合	児童・生徒	170円				60円
		学生・一般	320円				110円
	その他の催しに使用する 場合	興行として行うものでない 場合	1,100 円				
		興行として行うものである 場合	2,250 円				
〔略〕							

〔略〕

〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町民総合体育館条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第50号

矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町立学校施設の使用料に関する条例（昭和55年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造



矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町立学校施設の使用料に関する条例（昭和55年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
区分		使用区分	使用料 (1時間までごとに)	摘要	区分		使用区分	使用料 (1時間までごとに)	摘要
〔略〕					〔略〕				
屋内運動場		昼	110円	矢巾東小学校、矢巾中学校及び矢巾北中学校の場合 半面110円 全面210円	屋内運動場		昼	110円	矢巾東小学校、矢巾中学校及び矢巾北中学校の場合 半面110円 全面210円
		夜	<u>310円</u>	矢巾東小学校、矢巾中学校及び矢巾北中学校の場合 半面 <u>310円</u> 全面 <u>620円</u>			夜		<u>320円</u>
〔略〕					〔略〕				
屋外運動場	小学校		<u>340円</u>		屋外運動場	小学校		<u>350円</u>	
	中学校		430円			中学校		430円	
〔略〕					〔略〕				
備考 〔略〕					備考 〔略〕				
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。									

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢巾町立学校施設の使用料に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第51号

矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町道路占用料に関する条例（昭和58年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例  
 矢巾町道路占用料に関する条例（昭和58年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">〔略〕</div> <p>備考</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>7 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">〔略〕</div> <p>備考</p> <p>1～6 〔略〕</p> <p>7 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の矢巾町道路占用料に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る占用料について適用し、同日前の利用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第52号

矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例について

矢巾町農業研修施設設置条例（昭和62年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町農業研修施設設置条例の一部を改正する条例

矢巾町農業研修施設設置条例（昭和62年矢巾町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
矢巾町農業研修施設の使用時間及び使用料					矢巾町農業研修施設の使用時間及び使用料				
施設の 名称	時間 室名	8時30分から	12時から	17時から	施設の 名称	時間 室名	8時30分から	12時から	17時から
		12時まで	17時まで	21時まで			12時まで	17時まで	21時まで
矢巾町 農村環 境改善 センタ ー	多目的ホー ル	5,660円	7,340円	11,320円	矢巾町 農村環 境改善 センタ ー	多目的ホー ル	5,770円	7,470円	11,530円
	会議室	1,160円	1,570円	2,410円		会議室	1,180円	1,600円	2,460円
	和室	730円	940円	1,470円		和室	750円	960円	1,490円
	小会議室	730円	940円	1,470円		小会議室	750円	960円	1,490円
	農産物加工 実習室	1,780円	2,410円	3,560円		農産物加工 実習室	1,820円	2,460円	3,630円
	農村婦人相 談室	730円	940円	1,470円		農村婦人相 談室	750円	960円	1,490円
	農事研修室	1,160円	1,570円	2,410円		農事研修室	1,180円	1,600円	2,460円
矢巾地 区農業 構造改 善セン ター	多目的ホー ル	5,660円	7,340円	11,320円	矢巾地 区農業 構造改 善セン ター	多目的ホー ル	5,770円	7,470円	11,530円
	会議室	730円	940円	1,470円		会議室	750円	960円	1,490円
	集会室	730円	940円	1,470円		集会室	750円	960円	1,490円
	調理実習室	840円	1,160円	1,780円		調理実習室	850円	1,180円	1,820円
	加工実習室	840円	1,160円	1,780円		加工実習室	850円	1,180円	1,820円
	研修室	1,160円	1,570円	2,410円		研修室	1,180円	1,600円	2,460円
備考 1 多目的ホールを体育行事に使用する場合は、1時間					備考 1 多目的ホールを体育行事に使用する場合は、1時間				

当たり 310 円とする。  
2～4 〔略〕

当たり 320 円とする。  
2～4 〔略〕

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町農業研修施設設置条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第53号

矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例について

矢巾町文化会館条例（平成元年矢巾町条例第34号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町文化会館条例の一部を改正する条例

矢巾町文化会館条例（平成元年矢巾町条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表（第10条関係） 矢巾町文化会館の使用時間及び使用料					別表（第10条関係） 矢巾町文化会館の使用時間及び使用料					
区分		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	区分		9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	
ホ ー ル	入場料を徴収し ない場合	土・日・祝 日	8,100円	14,600円	16,700円	入場料を徴収し ない場合	土曜日、日 曜日及び 休日	8,180円	14,780円	16,980円
		その他の 日	7,600円	10,800円	14,600円		その他の 日	7,650円	11,000円	14,780円
	500円未満の入場 料を徴収する場 合	土・日・祝 日	9,200円	16,700円	21,000円		500円未満の入場 料を徴収する場 合	土曜日、日 曜日及び 休日	9,330円	16,980円
	500円以上1,000 円未満の入場料 を徴収する場合	土・日・祝 日	8,100円	14,600円	17,800円	500円以上1,000 円未満の入場料 を徴収する場合	その他の 日	8,180円	14,780円	18,130円
		その他の 日	10,800円	17,800円	22,200円		土曜日、日 曜日及び 休日	11,000円	18,130円	22,530円
	1,000円以上 2,000円未満の入 場料を徴収する 場合	土・日・祝 日	13,500円	18,900円	26,000円		その他の 日	8,180円	15,930円	19,180円
	1,000円以上 2,000円未満の入 場料を徴収する 場合	土・日・祝 日	10,200円	16,700円	20,000円	1,000円以上 2,000円未満の入 場料を徴収する 場合	土曜日、日 曜日及び 休日	13,730円	19,180円	26,400円
		その他の 日	14,600円	20,000円	27,000円		その他の 日	10,380円	16,980円	20,330円
	2,000円以上 3,000円未満の入	土・日・祝 日	14,600円	20,000円	27,000円		2,000円以上 3,000円未満の入	土曜日、日 曜日及び	14,780円	20,330円



場料を徴収する 場合	その他の 日	<u>10,200円</u>	<u>17,800円</u>	<u>21,000円</u>
3,000円以上 4,000円未満の入 場料を徴収する 場合	土・日・祝 日	<u>15,700円</u>	<u>21,000円</u>	<u>28,100円</u>
	その他の 日	<u>12,400円</u>	<u>18,900円</u>	<u>22,200円</u>
4,000円以上 5,000円未満の入 場料を徴収する 場合	土・日・祝 日	<u>16,700円</u>	<u>22,200円</u>	<u>29,200円</u>
	その他の 日	<u>12,400円</u>	<u>20,000円</u>	<u>23,200円</u>
5,000円以上の入 場料を徴収する 場合	土・日・祝 日	<u>18,900円</u>	<u>24,300円</u>	<u>31,300円</u>
	その他の 日	<u>14,600円</u>	<u>22,200円</u>	<u>25,400円</u>
リハーサル室		<u>1,850円</u>	<u>2,470円</u>	<u>3,130円</u>
楽屋1		<u>390円</u>	<u>490円</u>	<u>650円</u>
楽屋2		<u>330円</u>	<u>440円</u>	<u>550円</u>
楽屋3		<u>1,300円</u>	<u>1,730円</u>	<u>2,160円</u>
楽屋4		<u>980円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,630円</u>
シャワー室		<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>330円</u>
主催者控室		<u>270円</u>	<u>270円</u>	<u>490円</u>

備考

1～7 〔略〕  
〔新設〕

場料を徴収する 場合	休日 その他の 日	<u>10,380円</u>	<u>18,130円</u>	<u>21,380円</u>
3,000円以上 4,000円未満の入 場料を徴収する 場合	土曜日、日 曜日及び 休日	<u>15,930円</u>	<u>21,380円</u>	<u>28,600円</u>
	その他の 日	<u>12,580円</u>	<u>19,180円</u>	<u>22,530円</u>
4,000円以上 5,000円未満の入 場料を徴収する 場合	土曜日、日 曜日及び 休日	<u>16,980円</u>	<u>22,530円</u>	<u>29,650円</u>
	その他の 日	<u>12,580円</u>	<u>20,330円</u>	<u>23,580円</u>
5,000円以上の入 場料を徴収する 場合	土曜日、日 曜日及び 休日	<u>19,180円</u>	<u>24,730円</u>	<u>31,850円</u>
	その他の 日	<u>14,780円</u>	<u>22,530円</u>	<u>25,780円</u>
リハーサル室		<u>1,880円</u>	<u>2,520円</u>	<u>3,190円</u>
楽屋1		<u>390円</u>	<u>500円</u>	<u>660円</u>
楽屋2		<u>340円</u>	<u>440円</u>	<u>560円</u>
楽屋3		<u>1,320円</u>	<u>1,760円</u>	<u>2,200円</u>
楽屋4		<u>1,000円</u>	<u>1,320円</u>	<u>1,660円</u>
シャワー室		<u>340円</u>	<u>340円</u>	<u>340円</u>
主催者控室		<u>280円</u>	<u>280円</u>	<u>500円</u>

備考

1～7 〔略〕

8 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年  
法律第178号）に規定する休日をいう。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町文化会館条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第54号

矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例

矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(分担金)</p> <p>第13条 給水装置の新設又は増径（給水装置の改造で、メーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）をする者から、次に定める額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>の分担金を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、別表第2の定めるところにより算出した基本料金と従量料金との合計額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(分担金)</p> <p>第13条 給水装置の新設又は増径（給水装置の改造で、メーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）をする者から、次に定める額に<u>消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額（第25条において「消費税等相当額」という。）を加算した額</u>の分担金を徴収する。<u>ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、別表第2の定めるところにより算出した基本料金と従量料金との合計額に<u>消費税等相当額を加算した額</u>とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第55号

矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

矢巾町水路条例（平成11年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町水路条例の一部を改正する条例

矢巾町水路条例（平成11年矢巾町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>	<p>別表（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の矢巾町水路条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る占用料について適用し、同日前の利用に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第56号

矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

矢巾町公共下水道条例(平成12年矢巾町条例第31号)の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例

矢巾町公共下水道条例（平成12年矢巾町条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（使用料の算定方法） 第27条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表の定めるところにより算出した基本使用料と従量使用料との合計額に<u>100分の108を乗じて得た額</u>とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>（使用料の算定方法） 第27条 使用料の額は、使用月において使用者が排除した汚水量に応じ、別表の定めるところにより算出した基本使用料と従量使用料との合計額に<u>消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額を加算した額</u>とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第57号

矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例について

矢巾勤労者共同福祉センター設置条例（平成16年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の一部を改正する条例  
 矢巾勤労者共同福祉センター設置条例（平成16年矢巾町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表（第10条関係）						別表（第10条関係）							
矢巾勤労者共同福祉センター使用料						矢巾勤労者共同福祉センター使用料							
室名		使用時間	9時から	12時から	17時から	備考	室名		使用時間	9時から	12時から	17時から	備考
			12時まで	17時まで	21時まで					12時まで	17時まで	21時まで	
1階	会議室	平常時	1,030円	1,550円	1,340円		1階	会議室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円	
		冷暖房時	1,340円	1,960円	1,750円				冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円	
	多目的室	平常時	1,030円	1,550円	1,340円		多目的室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円		
		冷暖房時	1,340円	1,960円	1,750円			冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円		
	学習室	平常時	1,030円	1,550円	1,340円		学習室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円		
		冷暖房時	1,340円	1,960円	1,750円			冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円		
	保健室	平常時	1,030円	1,550円	1,340円		保健室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円		
		冷暖房時	1,340円	1,960円	1,750円			冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円		
2階	中会議室	平常時	1,030円	1,550円	1,340円		2階	中会議室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円	
		冷暖房時	1,340円	1,960円	1,750円				冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円	
	研修室	平常時	2,060円	2,580円	2,370円		研修室	平常時	2,100円	2,620円	2,410円		
		冷暖房時	2,680円	3,300円	3,090円			冷暖房時	2,730円	3,360円	3,150円		
	教養娯楽室	平常時	1,030円	1,550円	1,340円	和室30畳	教養娯楽室	平常時	1,050円	1,580円	1,370円	和室30畳	
		冷暖房時	1,340円	1,960円	1,750円			冷暖房時	1,370円	2,000円	1,790円		
		平常時	2,060円	2,580円	2,370円	和室60畳		平常時	2,100円	2,620円	2,410円	和室60畳	
		冷暖房時	2,680円	3,300円	3,090円			冷暖房時	2,730円	3,360円	3,150円		
	料理実習室	平常時	2,060円	2,580円	2,370円		料理実習室	平常時	2,100円	2,620円	2,410円		
		冷暖房時	2,680円	3,300円	3,090円			冷暖房時	2,730円	3,360円	3,150円		

音楽室	平常時	1,030 円	1,550 円	1,340 円
	冷暖房時	1,340 円	1,960 円	1,750 円
アトリエ	平常時	1,030 円	1,550 円	1,340 円
	冷暖房時	1,340 円	1,960 円	1,750 円

備考

1・2 〔略〕

3 使用時間を超過する場合は、1時間当たり520円とする。ただし、冷房時は、620円とする。

4 個人で使用する場合、1人1時間につき210円とする。

音楽室	平常時	1,050 円	1,580 円	1,370 円
	冷暖房時	1,370 円	2,000 円	1,790 円
アトリエ	平常時	1,050 円	1,580 円	1,370 円
	冷暖房時	1,370 円	2,000 円	1,790 円

備考

1・2 〔略〕

3 使用時間を超過する場合は、1時間当たり530円とする。ただし、冷暖房時は、630円とする。

4 個人で使用する場合は、1人1時間につき210円とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾勤労者共同福祉センター設置条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第58号

矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例について

矢巾町駐車場条例（平成21年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町駐車場条例の一部を改正する条例

矢巾町駐車場条例（平成21年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
駐車場使用時間等	使用料	備考	駐車場使用時間等	使用料	備考
[略]			[略]		
6時間を超え12時間まで	<u>310円</u>		6時間を超え12時間まで	<u>320円</u>	
[略]			[略]		
月額駐車券 1箇月当たり	<u>3,600円</u>	月額駐車券は、最長6箇月とする。	月額駐車券 1箇月当たり	<u>3,670円</u>	月額駐車券は、最長6箇月とする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。					

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第59号

矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例（平成26年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋 昌造

矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例（平成26年矢巾町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第7条、第8条関係） 矢巾町屋外運動場使用料						別表（第7条、第8条関係） 矢巾町屋外運動場使用料					
施設名	使用区分		単位	児童・生徒	学生・一般	施設名	使用区分		単位	児童・生徒	学生・一般
矢巾町屋外運動場	運動場使用料	全面利用	1時間 までご とに	<u>860円</u>	<u>1,720円</u>	矢巾町屋外運動場	運動場使用料	全面利用	1時間 までご とに	<u>880円</u>	<u>1,760円</u>
		半面利用		<u>430円</u>	<u>860円</u>			矢巾町屋外運動場		運動場使用料	半面利用
	夜間照明使用料	東側（6基）			<u>1,950円</u>	矢巾町屋外運動場	夜間照明使用料				東側（6基）
		西側（4基）			<u>1,300円</u>			矢巾町屋外運動場		夜間照明使用料	西側（4基）
〔略〕						〔略〕					
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。											

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の矢巾町屋外運動場設置及び管理に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第60号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造



特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第1条関係）					別表第1（第1条関係）				
区分	報酬額			備考	区分	報酬額			備考
	年額	月額	日額			年額	月額	日額	
〔略〕					〔略〕				
農業委員会会長	351,000			年額のほか、農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じて、年額242,300円以内で町長が別に定める額を支給することができる。	農業委員会会長	351,000			年額のほか、農地利用の最適化に向けた活動及び成果の実績に応じて、予算の範囲内において町長が定める額を加算することができる。
〔略〕					〔略〕				
商工対策委員			7,000		〔削除〕				
〔略〕					〔略〕				
企業立地奨励委員			7,000		〔削除〕				
〔略〕					〔略〕				
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。									

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議案第61号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年矢巾町条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還又は半年賦償還とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5%とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定については、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第62号

矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民保養センター設置条例（平成10年矢巾町条例第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町国民保養センター設置条例の一部を改正する条例  
 矢巾町国民保養センター設置条例（平成10年矢巾町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
（施設使用料） 第9条 保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場を使用しようとするときは、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、町内に住所を有する60歳以上の者の保養センター及び高齢者活動センター使用料（日帰り休憩料及び <u>暖房料</u> に限る。）並びにゲートボール場使用料は、無料とする。 別表第1（第9条関係） 1 保養センター及び高齢者活動センター使用料 （1）宿泊料					（施設使用料） 第9条 保養センター、高齢者活動センター及びゲートボール場を使用しようとするときは、別表第1に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、町内に住所を有する60歳以上の者の保養センター及び高齢者活動センター使用料（日帰り休憩料及び <u>冷暖房料</u> に限る。）並びにゲートボール場使用料は、無料とする。 別表第1（第9条関係） 1 保養センター及び高齢者活動センター使用料 （1）宿泊料					
区分	保養センター使用者			高齢者活動センター使用者	備考	区分	一般 (中学生以上)	小学生	幼児 (3歳以上)	備考
食事付	6,180円	5,250円	4,020円	4,630円	朝食、夕食 2食付き	食事付	7,700円 (町内に住所を有する60歳以上の者は、5,500円)	5,800円	4,000円	朝食、夕食付き。ただし、特別企画（催事等。）として料理等を追加する場合、1人1泊当たり5,000円を限度として特別企画料金を追加料金として定めることができる。
素泊	3,600円	2,680円	1,440円	2,060円		素泊	4,500円 (町内に住所を有する60歳以上の者は、3,000円)	3,600円	2,300円	

(2) [略]

(3) 入浴料

区分	一般 (中学生以上)	小学生	幼児 (3歳以上)	町内に住所を有する60歳以上の者	備考
入浴料	440円	210円	110円	130円	一般の入浴料回数券(10回分)は3,860円とする。

(4) 暖房料

区分	料金	備考
日帰り	160円	1人分につき
宿泊	320円	1人分につき

(5) 寝具類貸付料

区分	料金	備考
布団・敷布	540円	1人分につき
毛布	320円	1人分につき
[略]		

(6) 持込料

区分	料金	備考
日本酒・焼酎1升瓶	1,030円	1.8リットル未満のものについては、容量によりこの料金によって積算する。
ウイスキーボトル類	1,030円	
ワインボトル類	1,030円	
ビール大瓶	150円	
瓶・缶ビール 缶酎ハイ類	100円	

(2) [略]

(3) 入浴料

区分	一般 (中学生以上)	小学生	町内に住所を有する60歳以上の者	備考
入浴料	450円	210円	175円	一般の入浴料回数券(10回分)は3,930円とする。

(4) 冷暖房料

区分	料金	備考
日帰り	160円	1人分につき

(5) 寝具類貸付料

区分	料金	備考
布団・敷布	550円	1人分につき
毛布	330円	1人分につき
[略]		

[削除]

清涼飲料水類	100円	2リットル及び1.5リットルの容量のもの
清涼飲料水類	30円	上記以外の瓶、缶、ペットボトルのもの
料理等の食品類	30円	1人分につき（出前による持込の場合も含む。）

備考

- 1 寝具類貸付料とは、日帰り利用者が保養センター及び高齢者活動センター備付の布団・敷布、毛布、丹前及び丹前下を使用した場合の料金をいう。
- 2 持込料とは、酒類、清涼飲料水及び料理等の食品類を持ち込みした場合の料金をいう。ただし、保養センター内の食堂及び売店から購入したものは除く。

2 ゲートボール場使用料

区分	児童・生徒	学生・一般	備考
町内に住所を有する者	無料	無料	暖房を使用する場合には、
それ以外の者	1人1日につき 110円	1人1日につき 270円	実費を基準として町長が定める額を別に徴収する。

別表第2（第12条関係）

源泉使用料

区分	料金（1立方メートルにつき）	
源泉使用料	加温給湯	830円
	無加温給湯	190円

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに破線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

備考 寝具類貸付料とは、日帰り利用者が保養センター及び高齢者活動センター備付の布団・敷布、毛布、丹前及び丹前下を使用した場合の料金をいう。

2 ゲートボール場使用料

区分	児童・生徒	学生・一般	備考
町内に住所を有する者	無料	無料	暖房を使用する場合には、
それ以外の者	1人1日につき 110円	1人1日につき 280円	実費を基準として町長が定める額を別に徴収する。

別表第2（第12条関係）

源泉使用料

区分	料金（1立方メートルにつき）	
源泉使用料	加温給湯	840円
	無加温給湯	190円



(経過措置)

- 2 この条例による改正後の矢巾町国民保養センター設置条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 6 3 号

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例

矢巾町介護保険条例（平成12年矢巾町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 平成30年度から平成32年度までの政令第39条第1項第6号イの町の定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から平成32年度までの政令第39条第1項第7号イの町の定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から平成32年度までの政令第39条第1項第8号イの町の定める額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から平成32年度までの政令第39条第1項第9号イの町の定める額は、410万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>35,100円</u>とする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>2 平成30年度から令和2年度までの政令第39条第1項第6号イの町の定める額は、120万円とする。</p> <p>3 平成30年度から令和2年度までの政令第39条第1項第7号イの町の定める額は、200万円とする。</p> <p>4 平成30年度から令和2年度までの政令第39条第1項第8号イの町の定める額は、300万円とする。</p> <p>5 平成30年度から令和2年度までの政令第39条第1項第9号イの町の定める額は、410万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>29,200円</u>とする。</p> <p>7 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29,200円」とあるのは、「48,700円」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「29,200円」とあるのは、「56,500円」と読み替えるものとする。</u></p>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[ ] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和元年度の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第64号

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例について

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾  
町条例第11号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
 矢巾町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 <u>町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が<u>適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p>
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容</u>、</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内</u></p>

回数及び時機に適切に応じることができる者として町が相当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

（1）〔略〕

（2）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

（3）・（4）〔略〕

（連携施設に関する特例）

第45条 〔略〕

〔新設〕

附 則

（食事の提供の経過措置）

第2条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育

容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が相当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

（1）〔略〕

（2）子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育

（3）・（4）〔略〕

（連携施設に関する特例）

第45条 〔略〕

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が相当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

（食事の提供の経過措置）

第2条 〔略〕

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において

事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第65号

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例について

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26  
年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員) 第10条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 〔略〕 4・5 〔略〕</p>	<p>(職員) 第10条 〔略〕 2 〔略〕 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 〔略〕 4・5 〔略〕</p>
<p>備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第66号

### 財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得する目的  
防災用車両購入のため

- 2 取得する財産

財産名称	形式	数量	取得予定価格
消防ポンプ自動車	CD-I型（四輪駆動）	1台	21,890,000円

- 3 取得の方法  
買入れ

- 4 契約の相手方  
盛岡市上堂三丁目6番33号  
株式会社ダイトク  
代表取締役社長 竹下 博

令和元年 6月 4日提出

矢巾町長 高橋 昌造

## 令和元年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）

令和元年度矢巾町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ152,571千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,605,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月4日提出

矢巾町長 高橋昌造

第1表 歳入 歳入 歳出 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		74,783	522	75,305
	1 負担金	74,783	522	75,305
14 国庫支出金		1,818,759	8,261	1,827,020
	1 国庫負担金	997,574	4,460	1,002,034
	2 国庫補助金	817,744	3,801	821,545
15 県支出金		906,934	2,512	909,446
	1 県負担金	485,360	2,230	487,590
	3 委託金	63,213	282	63,495
17 寄附金		400,000	2,000	402,000
	1 寄附金	400,000	2,000	402,000
18 繰入金		784,436	135,269	919,705
	2 基金繰入金	784,432	135,269	919,701
20 諸収入		103,062	4,007	107,069
	4 雑収入	43,743	4,007	47,750
補正されなかった款項にかかる金額		7,365,226		7,365,226
歳入合計		11,453,200	152,571	11,605,771

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,866,890	84,532	1,951,422
	1 総務管理費	1,602,662	83,450	1,686,112
	4 選挙費	51,621	1,082	52,703
3 民生費		3,617,809	11,030	3,628,839
	1 社会福祉費	1,724,152	10,385	1,734,537
	2 児童福祉費	1,893,657	645	1,894,302
4 衛生費		788,770	4,053	792,823
	1 保健衛生費	284,234	4,053	288,287
6 農林水産業費		588,120	1,038	589,158
	1 農業費	578,153	1,038	579,191
7 商工費		90,112	1,301	91,413
	1 商工費	90,112	1,301	91,413
8 土木費		2,235,194	21,483	2,256,677
	2 道路橋梁費	1,166,695	12,786	1,179,481
	4 都市計画費	958,059	959	959,018
	5 住宅費	49,451	7,738	57,189
9 消防費		389,153	2,136	391,289
	1 消防費	389,153	2,136	391,289
10 教育費		850,436	26,998	877,434
	2 小学校費	138,694	23,008	161,702
	5 保健体育費	152,843	3,990	156,833
補正されなかった款項にかかる金額		1,026,716		1,026,716
歳出合計		11,453,200	152,571	11,605,771



# 歲入歲出予算補正事項別明細書





1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 町 税	3,521,201		3,521,201
2 地 方 譲 与 税	164,771		164,771
3 利 子 割 交 付 金	4,758		4,758
4 配 当 割 交 付 金	6,657		6,657
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	6,170		6,170
6 地 方 消 費 税 交 付 金	579,102		579,102
7 自 動 車 取 得 税 交 付 金	15,276		15,276
8 環 境 性 能 割 交 付 金	6,383		6,383
9 地 方 特 例 交 付 金	88,770		88,770
10 地 方 交 付 税	1,792,054		1,792,054
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,317		4,317
12 分 担 金 及 び 負 担 金	74,783	522	75,305
13 使 用 料 及 び 手 数 料	76,145		76,145
14 国 庫 支 出 金	1,818,759	8,261	1,827,020
15 県 支 出 金	906,934	2,512	909,446
16 財 産 収 入	21,922		21,922
17 寄 附 金	400,000	2,000	402,000
18 繰 入 金	784,436	135,269	919,705
19 繰 越 金	60,000		60,000
20 諸 収 入	103,062	4,007	107,069
21 町 債	1,017,700		1,017,700
歳 入 合 計	11,453,200	152,571	11,605,771

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 議 会 費	139,197		139,197					
2 総 務 費	1,866,890	84,532	1,951,422	282			84,250	
3 民 生 費	3,617,809	11,030	3,628,839	7,317		522	3,191	
4 衛 生 費	788,770	4,053	792,823	2,218			1,835	
5 労 働 費	24,908		24,908					
6 農 林 水 産 業 費	588,120	1,038	589,158				1,038	
7 商 工 費	90,112	1,301	91,413				1,301	
8 土 木 費	2,235,194	21,483	2,256,677				21,483	
9 消 防 費	389,153	2,136	391,289	956		1,304	△124	
10 教 育 費	850,436	26,998	877,434			2,703	24,295	
11 災 害 復 旧 費	6,260		6,260					
12 公 債 費	847,350		847,350					
13 諸 支 出 金	1		1					
14 予 備 費	9,000		9,000					
歳 出 合 計	11,453,200	152,571	11,605,771	10,773		4,529	137,269	

歳

入



2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 民生費負担金	59,732	522	60,254	2 児童福祉施設費負担金	522	子育て支援員研修事業負担金 522
計	74,783	522	75,305			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	996,074	4,460	1,000,534	6 低所得者保険料軽減負担金	4,460	低所得者保険料軽減負担金の増 4,460
計	997,574	4,460	1,002,034			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	97,060	627	97,687	1 障害福祉費補助金	627	障害者総合支援事業費補助金 627
3 衛生費国庫補助金	1,905	2,218	4,123	1 保健衛生費補助金	2,218	感染症予防事業費等補助金の増 2,218
7 消防費国庫補助金	0	956	956	1 消防施設整備費補助金	956	消防団設備整備費補助金 956
計	817,744	3,801	821,545			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	484,610	2,230	486,840	8 低所得者保険料軽減負担金	2,230	低所得者保険料軽減負担金の増 2,230
計	485,360	2,230	487,590			

(款) 15 県支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費委託金	56,120	282	56,402	4 選挙費委託金	282	岩手県知事及び岩手県議会議員選挙委託金の増 282
計	63,213	282	63,495			

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	400,000	2,000	402,000	1 一般寄附金	2,000	一般寄附金 2,000
計	400,000	2,000	402,000			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	634,794	135,269	770,063	1 財政調整基金繰入金	135,269	財政調整基金繰入金の増 135,269
計	784,432	135,269	919,701			

(款) 20 諸収入

(項) 4 雑入

1 雑入	43,742	4,007	47,749	1 総務費雑入	1,000	自治総合センターコミュニティ助成事業助成金 1,000
				6 消防費雑入	304	消防団安全装備品整備事業助成金 304
				7 教育費雑入	2,703	スポーツ振興くじ助成金 2,703
計	43,743	4,007	47,750			

歳

出





3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2文書広報費	51,463	162	51,625				162	8報 償 費	162	◎広報広聴事業の増 ○広聴事業 謝礼	162 162 162
4会計管理費	3,894	22	3,916				22	9旅 費	22	◎会計管理事業の増 ○会計管理事業の増 費用弁償	22 22 22
5財産管理費	472,775	5,472	478,247				5,472	11需 用 費	472	◎財産管理事業の増 ○財産管理事業の増 光熱水費 修繕料 通信運搬費 手数料 電気保安業務委託料 設備保守業務委託料	951 951 372 100 60 20 75 324
								12役 務 費	80		
								13委 託 料	399		
								15工 事 請 負 費	4,355		
								18備 品 購 入 費	166	◎庁舎管理運営事業の増 ○庁舎管理事業の増 工事請負費 庁用備品購入費	4,521 4,521 4,355 166
6企画費	444,305	77,644	521,949				77,644	9旅 費	195	◎企画事業の増 ○地方創生事業の増 特別旅費 修繕料 通信運搬費 地域おこし協力隊募集広告業 務委託料 地域おこし協力隊活動用備品 購入費	1,644 1,644 195 109 600 500 240
								11需 用 費	109		
								12役 務 費	600		
								13委 託 料	500		
								17公 有 財 産 購 入 費	76,000		

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							18備品購入費	240	◎都市計画事業等組合運営事業の増 ○都市計画事業等組合運営事業の増 土地購入費	76,000 76,000 76,000
9コミュニティ対策費	16,622	150	16,772			150	19負担金、補助及び交付金	150	◎コミュニティ推進事業の増 ○コミュニティ施設等整備事業の増 ごみ集積所整備事業補助金	150 150 150
計	1,602,662	83,450	1,686,112			83,450				

(款) 2 総務費

(項) 4 選挙費

4県知事、県議会議員選挙費	11,310	1,082	12,392	282		800	1報酬	71	◎県知事、県議会議員選挙費の増 ○一般職員給与費の増 ○県知事、県議会議員選挙費の増 投票管理者報酬 投票立会人報酬 通信運搬費 選挙用備品購入費	1,082 375 707 20 51 550 86
							3職員手当等	375		
							12役務費	550		
							18備品購入費	86		
計	51,621	1,082	52,703	282		800				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

2障害福祉費	657,388	880	658,268	627		253	13委託料	880	◎障害福祉総務事業の増 ○障害福祉総務事業の増 障害福祉システム改修業務委託料	880 880 880
--------	---------	-----	---------	-----	--	-----	-------	-----	---	-------------------

## (款) 3 民生費

## (項) 1 社会福祉費

3老人福祉費	654,356	9,172	663,528	6,690			2,482	11需用費	252	◎老人福祉総務事業の増	252
								28繰出金	8,920	○老人福祉総務事業の増 食糧費	252 252
4保健福祉交流センター費	17,263	333	17,596				333	11需用費	333	◎保健福祉交流センター管理運営事業の増	333
										○保健福祉交流センター維持管理事業の増 修繕料	333 333
計	1,724,152	10,385	1,734,537	7,317			3,068				

## (款) 3 民生費

## (項) 2 児童福祉費

3児童福祉施設費	1,178,476	603	1,179,079				522	13委託料	693	◎児童福祉施設総務事業の増	603
								19負担金、補助及び交付金	△90	○保育行政事業の増 子育て支援員研修業務委託料 子育て支援員研修事業負担金	603 693 △90
4母子福祉費	143,360	42	143,402				42	11需用費	42	◎母子福祉医療費助成事業の増	42
										○母子福祉医療費総務事業の増 印刷製本費	42 42
計	1,893,657	645	1,894,302				522		123		

## (款) 4 衛生費

## (項) 1 保健衛生費

1保健衛生総務費	220,340	2,896	223,236	280			2,616	8報償費	△342	◎保健衛生総務事業の増	2,896
								11需用費	947	○保健衛生総務事業の増 通信運搬費	2,896 2,334
								12役務費	2,334	健康情報システム更新作業委託料	562

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								13委託料	△870	○健康チャレンジ事業 消耗品費 947 健康チャレンジ事業運営支援 業務委託料 △2,134 運動教室運営業務委託料 360 健康チャレンジ事業用備品購 入費 827
							18備品購入費	827		
										◎母子保健事業 ○母子保健事業 謝礼 △342 産前産後サポート教室運営業 務委託料 342
2予防費	63,894	1,157	65,051	1,938			△781	11需用費	845	◎予防接種事業の増 1,157 ○予防接種事業の増 1,157
								12役務費	312	印刷製本費 845 手数料 312
計	284,234	4,053	288,287	2,218			1,835			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2農業総務費	57,849	1,031	58,880				1,031	19負担金、補助及び交付金	1,031	◎農政対策事業の増 1,031 ○農政対策事業の増 1,031 農業祭実行委員会負担金 1,000 岩手労働基準協会盛岡支部負 担金 31
--------	--------	-------	--------	--	--	--	-------	---------------	-------	---

## (款) 6 農林水産業費

## (項) 1 農業費

3 農業振興費	48,892	7	48,899				7	19 負担金、補助及び交付金	6	◎生産調整推進対策事業の増	7
								23 償還金、利子及び割引料	1	○生産調整推進対策特別事業の増	7
計	578,153	1,038	579,191				1,038				

## (款) 7 商工費

## (項) 1 商工費

4 観光費	16,154	2,149	18,303				2,149	14 使用料及び賃借料	69	◎観光推進事業の増	1,000		
								19 負担金、補助及び交付金	2,080	○観光振興対策事業の増	1,000	夏まつり実行委員会負担金	1,000
5 自然公園施設費	10,554	△848	9,706				△848	11 需用費	△372	◎観光資源管理運営事業の増	1,149		
								12 役務費	△79	○煙山ひまわりパーク整備事業の増	1,149	使用料及び賃借料	69
								13 委託料	△397	水道受益者分担金	1,080	◎自然公園管理運営事業の減	△848
計	90,112	1,301	91,413				1,301			○自然公園維持管理事業の減	△848		
										光熱水費	△372		
										通信運搬費	△60		
										手数料	△19		
										自然公園施設等管理委託料	△397		

## (款) 8 土木費

## (項) 2 道路橋梁費

1 道路橋梁総務費	66,607	2,210	68,817				2,210	13 委託料	1,100	◎道路橋梁総務事業の増	2,210
								17 公有財産購入費	1,110	○道路橋梁総務事業の増	2,210

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2道路維持費	143,464	2,700	146,164				2,700	15 工事請負費	2,700	◎道路維持事業の増 ○交通安全施設整備事業の増 工事請負費	2,700 2,700 2,700
3道路新設改良費	902,124	7,876	910,000				7,876	13 委託料	7,876	◎道路新設改良事業の増 ○社会資本整備事業	7,876
								15 工事請負費	△4,350	工事請負費	△4,350
								17 公有財産購入費	1,850	土地購入費	1,850
								22 補償、補填及び賠償金	2,500	支障物件補償費	2,500
計	1,166,695	12,786	1,179,481				12,786			○防災安全対策事業の増 測量調査設計業務委託料	7,876 7,876

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

5公園費	21,480	959	22,439				959	11 需用費	959	◎都市公園事業の増 ○都市公園維持補修事業の増 修繕料	959 959 959
計	958,059	959	959,018				959				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1住宅管理費	49,451	7,738	57,189				7,738	13 委託料	3,245	◎住宅管理事業の増 ○住宅管理事業の増	1,595 1,595
								15 工事請負費	4,493	清掃業務委託料	1,595

## (款) 8 土木費

## (項) 5 住宅費

										◎住宅改修事業の増	6,143
										○住宅改修事業の増	6,143
										設計監理委託料	1,650
										工事請負費	4,493
計	49,451	7,738	57,189				7,738				

## (款) 9 消防費

## (項) 1 消防費

2非常備消防費	60,079	2,116	62,195	956		1,304	△144	1報酬	1,975	◎非常備消防事業の増	2,116
								9旅費	88	○非常備消防事業の増	2,116
								11需用費	△2,832	一般職非常勤職員報酬	1,975
								14使用料及び賃借料	19	費用弁償	88
								18備品購入費	2,866	消耗品費	△2,832
										使用料及び賃借料	19
										消防団備品購入費	2,866
3消防施設費	39,741	20	39,761				20	9旅費	20	◎消防施設整備事業の増	20
										○消防自動車更新事業の増	20
										普通旅費	20
計	389,153	2,136	391,289	956		1,304	△124				

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

1学校管理費	105,910	994	106,904				994	15工事請負費	994	◎小学校管理事業の増	994
										○小学校維持管理事業の増	994
										工事請負費	994
2教育振興費	32,784	22,014	54,798				22,014	18備品購入費	22,014	◎小学校教育振興事業の増	22,014
										○小学校教育振興事業の増	22,014
										教材備品購入費	22,014
計	138,694	23,008	161,702				23,008				



(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1保健体育 総務費	41,339	4	41,343				4	19負担金、補助 及び交付金	4	◎体育総務事業の増 ○体育総務事業の増 紫波・矢巾地区スポーツ推進 委員協議会負担金	4 4 4
2体育施設 費	3,695	3,986	7,681			2,703	1,283	18備品購入費	3,986	◎体育施設運営事業の増 ○体育施設整備事業の増 体育施設備品購入費	3,986 3,986 3,986
3学校給食 費	107,809	0	107,809					11需用費	8	◎共同調理場管理運営事業 ○共同調理場運営事業 消耗品費 調理場備品購入費	8 △8
								18備品購入費	△8		
計	152,843	3,990	156,833			2,703	1,287				

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位：人、千円)

区 分		職員数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考			
			報 酬	給 料	期末手当 <small>(年間支給率:月分)</small>	地域手当	寒冷地手当	通勤手当	その他の手当					計	
補正後	長 等	2		16,428	5,275 (3.35)			140	65		21,908	2,664	24,572	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		17,032 (3.35)						70,084	19,399	89,483		
	その他の 特別職	1,147	51,373	6,780	2,177 (3.35)			89	42		60,461	1,941	62,402	退職手当負担金	1,268
	計	1,167	104,425	23,208	24,484 (3.35)			229	107		152,453	24,004	176,457	退職手当負担金	4,341
補正前	長 等	2		16,428	5,275 (3.35)			140	65		21,908	2,664	24,572	退職手当負担金	3,073
	議 員	18	53,052		17,032 (3.35)						70,084	19,399	89,483		
	その他の 特別職	1,127	51,302	6,780	2,177 (3.35)			89	42		60,390	1,941	62,331	退職手当負担金	1,268
	計	1,147	104,354	23,208	24,484 (3.35)			229	107		152,382	24,004	176,386	退職手当負担金	4,341
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)			0	0		0	0	0	退職手当負担金	0
	議 員	0	0		0 (0.00)						0	0	0		
	その他の 特別職	20	71	0	0 (0.00)			0	0		71	0	71	退職手当負担金	0
	計	20	71	0	0 (0.00)			0	0		71	0	71	退職手当負担金	0

2 一般職  
(1) 総括

(単位：人、千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	167 【1】	(176,168)	590,754	337,160	927,914 (176,168)	188,341 (18,596)	1,116,255 (194,764)	退職手当負担金 113,820 児童手当 8,860
補正前	167 【1】	(174,193)	590,754	336,785	927,539 (174,193)	188,341 (18,596)	1,115,880 (192,789)	退職手当負担金 113,820 児童手当 8,860
比 較	0 【0】	(1,975)	0	375	375 (1,975)	0 (0)	375 (1,975)	退職手当負担金 0 児童手当 0

※【】内は再任用短時間勤務職員について内書き、( )内は一般職非常勤職員について外書き。

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	管理職員特別勤務手当	日直手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	災害派遣手当
	補正後	14,406	8,323	11,080	138,347	96,161	9,762	9,384	480	550	48,652	15	0
	補正前	14,406	8,323	11,080	138,347	96,161	9,762	9,384	480	550	48,277	15	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	375	0	0

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	375	制度改正による増減分			
		その他の増減分	375	選挙に係る分	375



## 令和元年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度矢巾町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和元年 6 月 4 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

第1表 歳入 歳入 予算 補正 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		538,865	△8,920	529,945
	1 介 護 保 険 料	538,865	△8,920	529,945
7 繰 入 金		302,028	8,920	310,948
	1 一 般 会 計 繰 入 金	302,028	8,920	310,948
補正されなかった款項にかかる金額		1,345,751		1,345,751
歳 入 合 計		2,186,644	0	2,186,644

# 歲入予算補正事項別明細書





1 総括  
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	538,865	△8,920	529,945
2 使 用 料 及 び 手 数 料	50		50
3 国 庫 支 出 金	445,381		445,381
4 支 払 基 金 交 付 金	567,605		567,605
5 県 支 出 金	312,700		312,700
6 財 産 収 入	10		10
7 繰 入 金	302,028	8,920	310,948
8 繰 越 金	20,000		20,000
9 諸 収 入	5		5
歳 入 合 計	2,186,644	0	2,186,644



歳

入



2 歳 入

(款) 1 保険料

(項) 1 介護保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 第1号被保険者保険料	538,865	△8,920	529,945	1 現年賦課分	△8,920	現年賦課分の減 △8,920
計	538,865	△8,920	529,945			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

4 低所得者保険料軽減繰入金	2,750	8,920	11,670	1 低所得者保険料軽減繰入金	8,920	低所得者保険料軽減繰入金の増 8,920
計	302,028	8,920	310,948			